

◎新潟県告示第1032号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和4年10月11日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 阿賀野都市計画道路
- (2) 名称 3・6・2号 天朝大路線
3・5・4号 水原停車場線
3・5・5号 岡山百津線
3・6・9号 山口外城線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・6・2号 天朝大路線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
なし
- (2) 3・5・4号 水原停車場線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
阿賀野市外城町、北本町、水原字地々良の各一部
- (3) 3・5・5号 岡山百津線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
阿賀野市百津字道下・新町、堀越字百津、土橋字野中の各一部
- (4) 3・6・9号 山口外城線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
なし

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 令和4年10月11日
至 令和4年10月25日

(2) 場所

- ア 新発田市豊町3丁目3番2号（〒957-8511）
新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課
- イ 阿賀野市岡山町10番15号（〒959-2092）
阿賀野市建設課都市計画建築係

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

阿賀野市の住民並びに利害関係人

6 意見書の提出期限

令和4年10月25日（火）（必着のこと。）